会計年度任用職員(介護認定調査員) のあらまし

一令和7年6月5日現在一

- 1 任用期間 採用の日から同日の属する会計年度の末日まで(ただし、通算して5年を上限として 再度任用する場合があります。) 任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。
- 2 業務概要 各福祉事業所介護保険担当課に所属し、介護保険の要介護認定のための認定調査等を 行います。
- 3 報 酬 等 (1) 報酬月額 172,000円(報酬額は改定される場合があります。)
 - (2) 通勤経費 交通機関利用の場合:実費(原則として往復運賃の18日分 相当)を支給

交通用具利用の場合:通勤距離に応じた額を支給

- (3) その他 期末、勤勉手当を支給
- 4 勤務時間 1週間当たり30時間(原則として週4日)
- 5 休 暇 (1) 年次休暇 任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5 時間に換算します。(10日間=75時間)
 - (2) 年始・年末の休暇 1月1日~3日及び12月29日~31日
 - (3) その他 特別休暇 (夏季3日など) があります。
- 6 社会保険等 静岡県市町村職員共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- 7 そ の 他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。 地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務 上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、 政治的行為の制限)が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当 する場合は、法に基づく処分の対象となります。